

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

株式会社 伊原組

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作る事によって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年12月 1日～平成35年11月30日までの5年間

2. 内 容
- 目 標 1) 三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限。
 三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度。
- (対 策) ・ 平成30年12月から所定外労働の制限及び短時間勤務制度について、
 社員への意識調査の確認。
- ・ 平成31年度から制度導入を社員に周知し、職場内での体制づくりを協議する。

- 目 標 2) 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用
 等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進。
- (対 策) ・ 平成30年12月から中学校・高等学校を中心に、社員への意識調査及び
 受け入れ方法や体制について協議する。
- ・ 平成31年4月から学校との連携ならびに調査。
- ・ 平成31年7月から社員に周知し受け入れを開始する。

策定日 平成30年11月20日